東京ポートシティ竹芝 イベントスペース 使用規約

本使用規約（以下、「本規約」といいます。）は、 株式会社インフィールド（以下、「運営者」といいます。）が管理・運営するイベントスペース「ポートプラザ・グリーンプラザ・まちづくりプラザ」（以下、「当スペース」といいます。）のご使用について定めるものです。 本規約の内容を十分にご理解の上、 遵守いただき、 当スペースをご使用ください。

1、 営業日とご予約受付開始時期

（1） ご予約可能な営業日はイベントスペースにより異なります。

・ポートプラザ、 グリーンプラザ

建物の休館日（5 月第 3 日曜日及び年末年始 [12/30 ～ 1/3]）を除き年中無休です。

但し、 施設・設備の点検等のため、 臨時に休館する場合がございます。

・まちづくりプラザ

建物の休館日（5 月第 3 日曜日及び年末年始 [12/30 ～ 1/3]）を除いた、 土日祝日のみです。

但し、 施設・設備の点検等のため、 臨時に休館する場合がございます。

（2） 使用時間は原則 7:00 ～ 20:00 です。

（3） ご予約受付開始時期はイベントスペースにより異なります。

・ポートプラザ、 グリーンプラザ

毎年 4 月 1 日に翌年度のご予約の受付を開始し、 ご使用日の 2 週間前までのご予約を受付いたします。

・まちづくりプラザ

まちづくりに資する活動における利用を優先するものとし、 使用予定日の属する月の前々月末日までは、 運営者がまちづくりに資する活動と判断した場合についてのみ、 使用申込ができるものとする。 それ以外のご予約はご使用日の前月 1 日からのご予約を受付いたします。

2、 ご予約申込

（1） 当スペースのご使用者（以下、「使用者」といいます。）はお問合せ時にご使用の目的・内容等をご明示ください。

ご使用の目的・内容等により、 運営者の判断にてご予約をお断りする場合がございます。

ご契約成立後であっても、 以下の項目に該当する場合はご使用をお断りいたします。

（この場合、既定のキャンセル料を申し受けます。）

・ 公序良俗に反する、またはビル内他施設へ及ぼす影響が過大であると判断される場合

・ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力構成員の会場利用の場合

・ 発火物、爆発物、危険物のお持込、または会場設備に破損･汚損の恐れがある場合

・ 騒音、振動、臭気を発し周囲に迷惑を及ぼす恐れがある場合

・ 上記以外でご使用の目的･内容に変更があり、その目的･内容について当スペースが不適当であると判断した場合

ご予約後、あるいはご使用中に上記の事実が判明した場合には、その時点でご使用をお断りいたします。

また上記理由によるご使用の取消し、または、中止に伴う損害･責任等についてはご使用者側にてご負担頂きます。

（2） 運営者よりご予約可能な日時・会場をご案内さしあげ、 使用者の仮予約の意思表示後より、 7 日以内を仮予約期間といたします。 仮予約期間内に使用契約締結の意思表示がない場合、 仮予約は無効となります。

（3） 仮予約期間内に使用者は使用契約締結意思の有無を運営者までご連絡ください。 ご連絡後、 運営者よりご使用時間とご使用可能会場等を記載した「使用申込書」を送付いたします。 なお、 ご使用時間は設営・準備から使用者が設置した全物品の撤去を含む原状回復作業完了など入室から退室までの一切の時間を含みます。

（4） 使用者は前述の「使用申込書」の内容をご確認後、 必要事項をご記入・ご捺印の上、 ご返送頂くか、 電子契約にてお申込みください。 運営者にて「使用申込書」の受理をもちまして、 使用契約成立といたします。

（5） 使用者は使用契約上の地位・権利を第三者に譲渡もしくは転貸することはできません。

3、 ご使用料金とお支払い

（1） ご使用料金は運営者が定めた料金表に基づきます。

（2） 使用契約成立後、 運営者よりご予約金（会場使用料金の全額）の請求書を送付いたします。 使用者は使用契約成立より 15 日以内に運営者の指定口座へお支払いください。 なお、 使用契約成立が使用開始日より 15 日前未満の場合は、 使用開始日の前日（当該日が金融機関休業日の場合は直前の営業日）までにお支払いください。

（3） 前述の期日までにお支払いが運営者にて確認ができない場合は、 使用契約のキャンセルが成立したものと見做します。 その場合、「4、 使用契約のキャンセル」（3）の定めに従い、 キャンセル料を申し受けます。

（4） ご予約金を除いた残額（付帯設備料、 飲食費等）をご使用終了後 15 日以内に運営者の指定口座へお支払いください。

（5） 日本法人の無い外国法人や、 個人での利用、 その他運営者が与信管理上必要と判断した場合には、 ご予約金の他、 利用予定の最終見積金額（付帯備品料、 飲食費等を含む）を使用開始日前の運営者が定める期日までにお支払いいただく場合がございます。

（6） お振込にかかる手数料（振込手数料・被仕向け送金手数料・円為替取扱手数料等。 以下、 振込手数料等 といいます。）とご使用料金等にかかる消費税は使用者にてご負担ください。 また、 円建てにてお支払いください。

4、 使用者による使用契約のキャンセル

（1） 使用契約成立以降、 使用者はキャンセルの意思がある場合、 運営者へご連絡ください。 ご連絡後、 運営者より「解約申込書」を送付いたします。

（2） 使用者は前述の「解約申込書」の内容をご確認後、 必要事項をご記入・ご捺印の上、 ご返送頂くか、 電子契約にてお申込みください。 運営者の「解約申込書」の受理をもちまして、 使用契約のキャンセル成立といたします。

（3） 使用契約のキャンセルが成立した日に応じ、 以下のキャンセル料を申し受けます。

・ ご使用日より 61 日前までの場合　　会場使用料金の 50%

・ ご使用日より 60 日前から 31 日前までの場合　　会場使用料金の 75%

・ ご使用日より 30 日前から 1 日前までの場合　　会場使用料金の全額

※ご使用日当日についてはご使用の有無を問わず、 ご使用されたものとみなします。

（4） 使用契約成立後の会場変更、 日時変更・短縮の場合も、 前述の定めに従い、 キャンセル料が発生いたします。

（5） 機材・備品、 飲食、 人員などの手配をお申込後にキャンセルされた場合、 内容に応じたキャンセル料を申し受けます。

（6） ポートプラザ・グリーンプラザの屋外スペースでのご使用につきまして、 雨や強風などの悪天候により使用者側の判断でキャンセルをした場合、 キャンセル料が発生いたします。

5、 使用契約の解除、 ご使用の停止

（1） 以下の項目に該当する場合、 使用契約成立後であっても、 使用契約の解除、 または、 ご使用の停止をいたします。

・天災地変などの不可抗力、 その他運営者の責任に帰すことができない事由により当スペースのご使用が不可能な場合

・当スペースの運営上、 止むを得ない事由が生じた場合

・官公庁の命令、 その他の事由が生じた場合

（2） 前（1）の場合、 使用者は未払いの会場使用料金の支払いを要さず、 運営者は使用者が支払った会場使用料金を返還いたします。 ただし、 使用契約の解除、 または、 ご使用の停止に伴う使用者のあらゆる損害等については、 理由の如何を問わず、 一切補償いたしません。

あわせて、 参加者など第三者との紛議が生じた場合は、 使用者自らの責任と費用にて処理解決をしてください。

6、 反社会的勢力等の排除

（1） 使用者は、 運営者に対して、 現在または将来にわたって、 以下の事項を表明し、 保証します。

①使用者が、 以下に定義する反社会的勢力又は使用者非適格者に該当するような団体等ではないことであるという事実、又は反社会的勢力の影響下にあるという事実は存在しないこと。

「反社会的勢力の定義」

・暴力団
・暴力団員暴力団準構成員
・暴力団関係企業
・総会屋等
・社会運動等標ぼうゴロ
・特殊知能暴力集団
・人を威圧し、 又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により人を困惑させる合理的かつ客観的なおそれのある者及びこれらのために本施設を利用しようとする者、 暴力的な行為を行なった者又は団体
・その他これらに準ずる者

「使用者非適格者の定義」

・公序良俗に反する団体又はその関係先及び著しく信用に欠けると判断される行為を行う団体又はその関係者
・集団的又は常習的に暴力的行為その他の違法行為（犯罪行為を含む。）等を行い、 又は行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体若しくはかかる団体に属している（若しくは属していた）者及びこれらの者と取引のある者、 又はかかる団体の構成員の影響下にある（若しくは影響下にあった）者、 若しくはこれらの者と取引のある者
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に定義される風俗営業、 又は同条第 5 項に定義される性風俗関連特殊営業その他これに類する業を行う者及びこれらの営業のために本件建物を利用しようとする者
・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い又は行っている疑いのある者及びこれらの者と取引のある者
・貸金業法第 24 条第 3 項に定義される取立て制限者、 又はこれらに類する者
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条で定義される暴力団、 指定暴力団、 指定暴力団連合、暴力団員又はこれらの関連者

②使用者は、 当スペースの利用に関し、 反社会的勢力との間で資金の授受を行なったことがないこと。

（2） 使用者が、 前（1）の表明・保証した事項に関し、 そのいずれであれ、 また、 その一部であれ、 誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合には、 及びこの表明・保証が虚偽の申告であることが判明した場合には、 直ちに運営者に対しその旨書面により通知するものとし、 誤りがあり又は不正確であったことにより生じた運営者の損害等を速やかに賠償ないし保証するものとする。

（3） 運営者は、 以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合には、 使用者に対して催告なしで使用契約を解除することができる。 なお、 この場合において運営者が発する通知は、 使用者の運営者に対する直近の届出住所に通知を発送することにより、 通常到達すべき時に到達したものとする。 本号による解除の場合には、 解除によって生じた損害等について運営者は一切の責任を負わないとともに、 これにより損害が生じた場合は、 一切使用者の責任とすることを表明、 保証します。 また、 運営者が受領済みのご使用料金を使用者に対し一切返還せず、 ご使用料金総額の全部を取得することに同意し、 万一、 ご使用料金の未払いがあるときは、 運営者に対し未払い額の全額を使用契約解除の日から 3 日以内に支払うことを確約します。

①本使用規約第 6 項 1 号に基づく表明及び保証が虚偽判明し、 当施設の運営が著しく困難になったと運営者が合理的に認めた場合。

②当施設の使用者が反社会的勢力又は使用者非適格者であると運営者が合理的に判断した場合において、 運営者が期限を定めてこれらの者との関係の解消を使用者に要請したにも拘わらず、 使用者が関係解消のために必要とされる措置を当該期限までに行わない場合。

③当施設の使用者が反社会的勢力又は使用者非適格者であることが判明した場合。

7、 使用者の責務

（1） 使用者は常に善良な管理者の注意をもって当スペースを使用してください。

（2） 使用者は、 ご使用日の前に、 プログラムや会場設営、 ご使用備品、 搬出入計画、 来場者誘導、 警備計画など催事運営について運営者と打合せの上、 運営者の指示に従ってください。

（3） 使用者の責任担当者は、 ご使用期間中、 当スペースに必ず常駐し、 事前準備、 来場者誘導や受付、 警備、 催事終了後の原状回復など催事の運営は、 使用者の責任のもと行ってください。 人身事故や物品盗難・破損事故などが起きないように常に万全の配慮を講じてください。 万が一、 上述の事故などが発生した場合は、 運営者は一切の責任を負いません。

（4） 使用者はご使用期間中、 運営者より指示があった場合はそれに従ってください。 また、 運営者が当スペースの維持、 保安および管理などのためにご使用中にいつでも当スペースの適宜の場所に立ち入り、 必要な措置を講じることを認め、 この場合、 運営者に協力してください。

（5） 使用者は、 催事終了後、 自らの責任で速やかに搬出、 撤去、 清掃など原状回復作業を実施し、 ゴミはすべて持ち帰りの上、 使用契約の時間内に退出してください。 原状回復終了後、 運営者の立会いのもと、 状況の確認をしてください。
また、 宅急便等の発送がある場合、 使用者は、 荷物の性質、 重量、 容積等に応じて、 運送に適するように荷造りをし、運営者が指定する場所へ運ばなければなりません。 荷物の荷造りが運送に適さないときは、 使用者は自らの責任で必要な荷造りを行います。 なお、 使用契約の時間内に原状回復作業等が終了しない場合は、 超過時間料金が発生いたします。 それに伴い、運営者が損害を被った場合は賠償いただきます。

（6） 使用者は不測の事態に備え、 あらかじめ非常口、 消火設備、 避難方法などをご確認の上、 使用者の関係者及び来場者などに対して周知してください。 地震、 火災その他の非常事態が生じた場合、 運営者の指示に従ってください。 また、 関係諸官庁からの指示があった場合は、 使用者は自らの責任でこれに従い対処してください。

（7） 使用者は、 必要に応じて、 自らの責任と費用にて損害賠償保険や傷害保険などに加入してください。

（8） 上述の事項に違反、 または、 その他運営者の指示した事項に従わないと運営者が判断した時点で、「2、 ご予約申込」（1）と同様の取り扱いとなります。

（9） 当スペース内および建物敷地内において犬猫等のペット類を持ち込むことは固くお断りします。

（10） 未承認の看板、 広告物等の掲出、 チラシの配布をすることはできません。

（11） 当ビルテナント、 テナント関係者、 または近隣住民やビル来館者などから、 イベントへの苦情が発生した場合には、 運営者からイベントの中断・中止の指示をすることがございます。 その際は、 必ず運営者の指示に従ってください。

（12） 緊急車両の進入が必要な場合、 これによる催事の中止に伴う損害については、 運営者は一切責任を負いません。

（13） 当ビルのテナント、 また近隣住民などへの配慮のために、 音量の制限がございます。 事前に運営者と打合せをした範囲内で必ず実施をしてください。 当日の状況に応じてさらなる制限を設ける場合もございますので、 運営者の指示に従ってください。

（14） 連日利用で物品や施工物を放置する場合、 警備員の配置が必須となります。 運営者が指定する警備会社に警備員を手配いたしますので、 その費用については使用者にてご負担ください。

8、 機材・備品のご使用

（1） 使用者は「使用申込書」記載のご使用可能会場に付帯する機材・備品をご使用できます。 この場合、 ご使用料金は運営者が定めた料金表に基づきます。 なお、 機材・備品等は在庫に限りがございますので、 ご使用できない場合がございます。

（2） 使用者は「7、 使用者の責務」（2）同様、 ご使用希望の機材・備品をご使用の前に運営者と打合せの上、 運営者の指示に従って、 ご使用ください。 使用者が依頼して外部業者など第三者が使用する場合も同様といたします。

（3） 当スペースの機材・備品の故障等により、 使用者の目的が達成されない場合であっても、 当該機材・備品のご使用料金の返還以上の損失補償はいたしません。

（4） 使用者が機材・備品をお持込の場合、 事前に運営者へご連絡ください。 大容量の電気供給が必要な機材など、 場合によっては、 運営者が指定した機材持込料を別途申し受けます。 なお、 性能によりお持込いただきました機材・備品のご使用をお断りさせていただく場合がございます。

（5） 当ビル共有部の管轄として常時設置されている家具類（ソファ、 机など）がございます。 ご予約時間開始時にすべての家具類について損傷部、 汚損部などを運営者とともに確認をし、 終了時に再度確認をいたします。
明らかにイベント期間中に発生した損傷、 汚損が発生する場合につきましては、 実費をご請求させていただく場合がございます。

9、 搬出入・工事等に関する注意事項

（1） 当スペースへの搬入出物（宅配便を含む）がある場合、 使用者は事前に運営者へご相談ください。 搬入出の時間や経路、養生の有無など運営者の指示に従って、 実行してください。 なお建物の構造体に影響を及ぼすおそれのある重量物を搬入又は設置することはできません。

（2） 当スペース内にて装飾等の施工が必要な場合、 使用者は事前に運営者へご相談の上、 施工内容が記載された書面（施工図面、 仕込図面など）をご提出ください。 なお、「使用申込書」記載のご使用可能会場内でのみ実施してください。 外部に面する窓ガラスの内外面、 外壁面、 出入口扉、 シャッターその他に、 看板、 広告、 宣伝、 商業文書又は標識掲示物の設置等、 建物の外観を変更する行為はできません。 なお施工時に建物敷地内や近隣に対して迷惑を及ぼす騒音、 振動、 異臭等を伴う場合は、 運営者の判断にて、 施工時間の制限や施工中止を指示しますので、 使用者はそれに従ってください。
なお、 それに伴い、 費用が新たに発生した場合は、 使用者にてご負担ください。

（3） 当スペースにおける電気工事などが必要な場合、 使用者は事前に運営者へご相談ください。 運営者と相談して決定した工事内容を、 使用者の責任と費用負担で実施し、 免許・資格が必要な作業が発生する場合は、 運営者は使用者へ当該免許・資格証などの提出を求めることができるものとします。

（4） 当スペースについてはビルの全体共有部であるため、 イベント来場者のみならず、 ビルテナント、 テナント関係者、 その他第三者の通行を妨げるような施工・装飾はできません。 通路幅を十分に確保し、 安全な導線づくりに配慮して計画してください。

（5） ポートプラザ・グリーンプラザは屋外スペースとなるため、 造作物や施工物などについては、 想定される気象条件に耐えうるような施工・設置をあらかじめ徹底してください。 急な天候の変化の場合も来場者の安全を最大限に考慮し、 当日の状況に応じた対応策を講じてください。

10、 使用者の損害賠償責任

（1） 使用者やその関係者が当施設を使用するに際し、 設備・備品等を含む当施設の一切に対し、 汚損・紛失または破損した場合、また、 残置物がある場合、 使用者は運営者に対して、 原状回復のための費用やそれに伴い運営者が被った損害を賠償していただきます。

（2） ご使用期間中に来場者やその他第三者に人身事故や物品盗難など損害が生じた場合、 当施設の問題に起因する場合を除き、 使用者は自らの責任と費用にて直接賠償してください。

（3） 前（2）の場合、 使用者は運営者の指示に従い、 運営者の財産上の負担がないように、 信用回復等の措置をとってください。また、 運営者が第三者よりその責任を追及され、 損害賠償を行った際は、 使用者はその損害賠償に要した一切の費用を運営者へお支払いください。

11、 諸官庁・機関への届出

（1） 使用者は当スペースのご使用に際し、 法令に定められた事項を所轄の諸官庁・機関へ届け出を行い、 その指示に従ってください。 この場合、 使用者は届け出内容について事前に運営者の承諾を受け、 かつ、 諸官庁・機関からの指示の内容を運営者へ通知してください。

（2） 万が一、 届け出不備のため、 ご使用が不可能となった場合、 運営者は一切の責任を負いません。

（3） 以下の申請先例をご参照ください。（以下の例以外は使用者にてお調べください。）
・芝消防署　開催届申請書など
・愛宕警察署　道路使用許可、 要人警備など

12、 撮影および放映・放送等

（1） 使用者は、 当スペースにて録画、 録音または撮影（以下、「撮影等」といいます。）をするときは、 利用日の 1 ヵ月前までに撮影等の目的、 使用する機材について、 所定の書式を提出し、 運営者の承諾を得てください。

（2） 使用者は、 撮影等によって作製した映像もしくは画像（以下、「映像等」といいます。）の放映、 上映、 放送、 配信、 出版、 製品化など（以下、「放映等」といいます。）を希望するときは、 事前にその詳細を運営者に申し入れ、 承諾を得てください。 映像等を二次使用する場合も同様とします。

（3） 使用者は、 映像等の放映等を行う場合、 当該放映等において、 当スペースやビルの景観および広告物の映像に変更、 切除その他の改変を加えることはできず、 これらの告知の内容および方法は、 使用者と運営者が協議して定めます。

（4） 使用者は、 運営者の承諾を得た場合に限り、 第三者に映像等の放映等の権限を譲渡し、 または放映等を許諾することができる。この場合、 当該第三者に本条の定めを厳守させなければならない。

13、 その他

（1） 運営者の事前の承諾がない場合、 使用者が催事にてご使用いただけるスペースは「使用申込書」記載のご使用可能会場のみです。 エレベーター・ラウンジ・廊下・トイレなどは共用スペースですので他の使用者や来場者に迷惑をかけることがないようにご注意ください。

（2） 運営者が必要と判断した場合、 使用者に対して、 会社案内や現在事項証明書、 印鑑証明書など運営者が指示した書類の提出を求めることができ、 使用者はこれに従ってください。

（3） 未承認の看板、 広告物等を掲出することはできません。

（4） 所定の場所以外で車両を駐車、 駐輪又は走行することはできません。

（5） 火気の使用および発煙を伴う器具の使用、 その他火災の危険を生じる恐れのある物品の持ち込みはお断りしております。

（6） ご使用料金（会場使用料金、 機材・備品の使用料金等）および、 本規約を含むご使用に関する諸規則は予告なしに変更する場合がございます。

（7） その他、 本規約にない事項は使用者が当スペースを健全な目的のために円滑に使用することを第一義として、 使用者と運営者が協議の上、 運営者の指示に従ってください。

（8） 当ビル付近の道路における自動車のエンジン音や、 鉄道の走行、 また工事音、 第三者の行動などにおける騒音について、運営者の責任は一切ありません。 この騒音によって、 プログラムの中断などになった場合に発生する苦情や損害についての賠償はいたしません。

2026 年 5 月 1 日現在